

2020年5月13日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について (第3報)

当社は、政府による緊急事態宣言の発令等を踏まえた3月19日及び4月7日の資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、3月24日と4月28日にお知らせしているとおり、休業や失業等により緊急小口資金等の特例貸付（生活福祉資金貸付制度）の適用を受けたお客さま、及び当社がガス料金の支払いに困難な事情があると判断したお客さまから当社にお申し出があった場合に、ガス料金の特別措置を講じております。

この度、緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、当該特別措置の内容を一部変更し、下記の通りといたします。

<既設特別措置における内容の変更について>

※下線部は前回（4月28日）のお知らせからの変更点です

【対象】

当社とガスを契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けたお客さま、及び当社がガス料金の支払いに困難な事情があると判断したお客さま。

【内容】

1. 当社とガスの契約を締結しているお客さまへの対応

お申し出のあったお客さまの2020年2月（支払期限日※が3月25日以降となるものに限る。）、3月及び4月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ3ヶ月間延長（従来は2ヶ月間延長）、5月検針分のガス料金の支払期限日を2ヶ月月間延長（従来は1ヶ月間延長）、6月検針分のガス料金の支払期限日を1ヶ月間延長する。なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に延長する。

※支払期限日 ガス料金：検針日の翌日から起算して50日目

【お客さまのお問い合わせ先】

- ・島原Gエナジー（株） 電話：0957-63-1313
- ・受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：45（祝日除く）

以上